

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
 - 第2章 学部、学科、定員及び修業年限（第5条・第6条）
 - 第3章 学年、学期及び休業日（第7条～第9条）
 - 第4章 入学、休学及び退学等（第10条～第19条）
 - 第5章 教育課程、授業科目及び履修方法等（第20条～第31条）
 - 第6章 卒業及び学位（第32条・第33条）
 - 第7章 科目等履修生、研究生及び外国人留学生（第34条～第36条）
 - 第8章 検定料、入学料及び学費（第37条～第39条）
 - 第9章 公開講座、履修証明プログラム（第40条・第41条）
 - 第10章 賞罰（第42条・第43条）
 - 第11章 職員組織（第44条・第45条）
 - 第12章 教授会等（第46条～第49条）
 - 第13章 図書館その他の施設（第50条・第51条）
 - 第14章 補則（第52条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 電動モビリティシステム専門職大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、地域社会及び産業界との密接な連携によって、自動車関連工学分野を中心に、最先端の学術研究に裏打ちされた実践的かつ応用的な能力を授け、豊かな創造力と高い倫理観を持った持続的社会をけん引する即戦力となる実践的な人材を育成・輩出することを目的とし、もって、地域社会の振興と自動車関連産業その他の次世代モビリティシステム関連産業の発展に貢献することを使命とする。

（自己点検・評価）

第2条 本学は、前条の目的及び社会的使命を果たすため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づく改善及び充実に努めるものとする。

2 前項の自己点検及び評価の実施に関する必要な事項は、別に定める。

（教育研究活動の公表）

第3条 本学は、教育研究等の活動状況について、本学ホームページその他幅広い周知方法により、積極的に公表するものとする。

（教育研究の資質向上）

第4条 本学は、常に教育研究内容の質を維持し、間断なく改善・充実に努めるため組織的な研究を実施するものとする。

2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学科、定員及び修業年限

(学部、学科及び収容定員)

第5条 本学に設置する学部、学科及び収容定員は、次の表のとおりとする。

学部名	学科名	昼夜別	入学定員	編入学定員	収容定員
電気自動車システム工学部	電気自動車システム工学科	昼間	40	—	160

(修業年限及び在学期間)

第6条 本学の修業年限は4年とする。

- 2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。
- 3 再入学及び転入学を許可された者は、第15条第2項に規定する在学すべき期間の2倍を超えることができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の4学期とする。

- 1 学期 4月1日から6月19日まで
 - 2 学期 6月20日から10月2日まで
 - 3 学期 10月3日から12月18日まで
 - 4 学期 12月19日から3月31日まで
- 2 学長は、必要と認めた場合は、前項に定める2学期から4学期までの各期の始期及び1学期から3学期までの各期の終期を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで
 - (4) 冬季休業日 12月23日から翌年1月5日まで
 - (5) 春季休業日 3月12日から3月31日まで
- 2 学長は、必要と認める場合は、前項の休業日を臨時に変更し、又は休業日に授業を行うことができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を設けることができる。

第4章 入学、休学及び退学等

(入学)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定に関わらず、3学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の課程を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の課程を修了したもの
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの
（入学志願の手続）

第 1 2 条 本学に入学を志願する者は、入学願書に、所定の書類及び別表 1 に定める検定料を添えて、本学が指定する期日までに、学長へ提出しなければならない。

（入学者の選考）

第 1 3 条 前条の入学志願者について、選考を行う。

2 選考に関し必要な事項は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第 1 4 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、別表 1 に定める入学料及び学費（授業料、実験実習費及び施設費をいう。以下同じ。）を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 学長は、正当な理由がなく前項の入学手続を行わない者については、入学の許可を取り消すことができる。

（再入学及び転入学）

第 1 5 条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

（休学）

第 1 6 条 疾病その他やむを得ない事情により 2 か月以上修学できない者は、学長の許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者について、学長は、休学を命じることができる。

3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長が特別の事情があると認めるときは、1年を限度として引き続き休学することができる。

4 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第17条 休学期間満了の者又は休学理由が消滅した者は、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(退学等)

第18条 退学しようとする者は、退学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 他の短期大学又は大学（以下「他大学等」という。）へ転学しようとする者は、転学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第19条 次の各号の一に該当する者に対しては、教授会の意見を聴いて学長が除籍することができる。

(1) 死亡し、又は長期間にわたって行方不明の者

(2) 第6条第2項に規定する在学期間を超えた者

(3) 第16条第4項に定める休学期間を超えてなお復学しない者

(4) 授業料等の納付を怠り、催促してもなお納入しない者

第5章 教育課程、授業科目及び履修方法等

(教育課程の編成)

第20条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して体系的に編成する。

2 授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目に区分する。

(授業科目及び履修方法等)

第21条 前条第2項に規定する区分ごとの授業科目及び単位数並びに履修方法等に関する必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第22条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

3 臨地実務実習その他の第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位数の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって1 単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、別に定める時間の授業をもって1 単位とする

(授業期間)

第24条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、8週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、この限りではない。

(履修科目の登録の上限)

第25条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一の学期の間に履修科目として登録することができる単位数の上限を15単位とする。

2 前項の規定に関わらず、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準等の明示)

第26条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

3 前2項に規定する学生への明示は、シラバスによって行う。

(単位の授与)

第27条 学長は、一の授業科目を履修し、成績の審査に合格した者には、所定の単位を授与する。

2 前項の審査は、試験、報告書、論文、平常の成績等によって行う。

(成績の評価)

第28条 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(他の短期大学又は大学における授業履修等)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、他大学等との協議の上、学生が当該他大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

2 学生は、前項の他大学等の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

3 前2項の規定により学生が修得した他大学等の授業科目の単位については、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合、修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び次条第2項の単位と合わせて、30単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第3項及び第4項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したとみなすことができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第29条第3項及び第4項並びに前条第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第6章 卒業及び学位

(卒業)

第32条 第6条に規定された期間以上在学し、所定の授業科目を履修し単位を修得した者に、教授会の意見を聴いた上で、学長が卒業を認定する。

(学位授与)

第33条 前条の認定を受けた者に対して学位を与える。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第34条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第35条 本学において、専門事項について更に攻究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第36条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 検定料、入学料及び学費

(学費等)

第37条 検定料、入学料及び学費の額は、別表1のとおりとする。

(学費等の納入)

第38条 検定料、入学料及び学費は、別に定める期日までに納入しなければならない。

(納入された学費等の取扱い)

第39条 納入した検定料、入学料及び学費は返還しない。

2 検定料、入学料及び学費の取扱いに関する事項は、別に定める。

第9章 公開講座、履修証明プログラム

(公開講座)

第40条 学長は、地域文化の向上及び生涯学習の機会推進に資するため、公開講座を開設することとする。

2 前項の公開講座の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(履修証明プログラム)

第41条 学長は、本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習機会を広く提供するため、学校教育法第105条に規定する課程として履修証明プログラムを開設することができる。

第10章 賞罰

(表彰)

第42条 卒業に際し学長は、品行方正で学力が特に優秀な学生並びに他の模範となる行為及び特に功績のあった者について表彰する。

(懲戒)

第43条 本学が定める諸規則に違反し、又は学生として本分に反する行為のあった者に対しては、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、その情状により譴責・停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本学の名誉を著しく失墜させる行為があった者
- (3) 故意に本学の施設・機器・教材等を不法に持ち出し又は破壊した者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為があった者

第11章 職員組織

(職員)

第44条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、副学長、学科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第45条 学長は、本学の校務をつかさどり、所属教職員を統括する。

2 職員の職務については、学校教育法及び学校法人赤門学院服務規程の定めるところによる。

第12章 教授会等

(教授会)

第46条 本学に、教授会を置く。

2 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会の審議事項)

第47条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成・実施に関する事項
- (4) 教員の教育研究業績審査に関する事項
- (5) その他教育研究に関する事項で、学長が教授会の意見を聴くことが適当と認めたもの。

(専門委員会)

第48条 本学に、大学運営に関し専門的な調査研究を行うための専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(教育課程連携協議会)

第49条 本学に、電動モビリティシステム専門職大学教育課程連携協議会(以下「連携協議会」という。)を置き、教育課程の編成方針を審議し学長へ提言・助言する。

- 2 連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 図書館その他の施設

(図書館)

第50条 本学に、図書館を置く。

- 2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(保健室)

第51条 本学に、保健室を置く。

- 2 保健室に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 補則

(補則)

第52条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

検定料、入学料及び学費の額

(単位 円)

学 科	検定料	入学料	学費			合計
			授業料	実験実習費	施設費	
電気自動車 システム工 学科	28,000	240,000	860,000	300,000	180,000	1,580,000